

東急建設グループ人権方針

東急建設グループの企業理念に込められた思いは、一人ひとりの人格や個性を活かすこと、そして人と人とのつながりによるチームワークや信頼として、人権を尊重する考え方に結びついています。

この理念に基づき人権方針を制定し、事業活動に関わる全ての人びとの人権を尊重する取り組みを進めてまいります。

1. 適用範囲

東急建設グループ人権方針(以下、本方針)は、東急建設株式会社およびその関連会社の全役員・従業員に対し適用されます。また、東急建設グループは、協力会社・調達先等のビジネスパートナーに対して、本方針を理解し、遵守していただくことを期待します。

2. 規範や法令の尊重・遵守

東急建設グループは、「国際人権章典(世界人権宣言と国際人権規約)」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」等の人権に関する国際規範を支持、尊重するとともに、国連「グローバル・コンパクト」署名企業として、同イニシアチブが定める10原則を支持します。また国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を基に、本方針を定め、人権尊重の取り組みを推進します。

3. 人権尊重の責任

東急建設グループは、自らの事業活動において他者への人権侵害を回避することに努め、また人権に負の影響を引き起こしている、または助長していることが明らかになった場合は、適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。

4. 人権デュー・ディリジェンス

東急建設グループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に事業活動に関係する人権への負の影響を特定、予防、軽減し、さらに是正措置を社内プロセスに統合し、人権に関する取り組みを外部に開示します。

5. 是正・救済

東急建設グループが人権に対する負の影響を引き起こしている、または助長していることが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その是正、救済に取組みます。また、東急建設グループの協力会社・調達先等のビジネスパートナーにおいて人権への負の影響が引き起こされている場合には、人権を尊重し、侵害しないよう、ステークホルダーと協力しながら改善に努めます。

6. 教育

東急建設グループは、本方針が事業活動全体に定着するよう、必要な手続きの中に反映するとともに、全役員・従業員に対して適切な教育・研修を継続します。

7. ステークホルダーとの対話と協議

東急建設グループは、本方針の一連の取り組みにおいて、人権に関する専門知識を持つ第三者機関と連携するとともに、関連するステークホルダーとの対話と協議を誠実に進めます。

制定年月日 2022年4月22日

東急建設株式会社

代表取締役社長

寺田光宏